

田辺周辺広域市町村圏組合田辺広域休日急患診療所特別会計設置条例

制定 平成7年3月31日 条例第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、田辺広域休日急患診療所の円滑な管理運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。